



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 相続放棄、って何？ ～

遺族が故人から相続を受ける際、

- ①財産と債務（借金など）を両方受け継ぐ『単純承認』
- ②財産の範囲内で債務を受け継ぐ『限定承認』
- ③財産と債務を両方放棄する『相続放棄』

の3通りの選択ができます（②と③は家庭裁判所に申し出が必要）。

債務のすべてを相続し、返済に苦しむ遺族は少なくありません。このように債務が多い場合は、手続により相続を放棄できます。しかし、葬儀費用にあてようと、故人の預金などの一部を処分すると単純承認したとみなされます。

<消費生活相談窓口>

- 役場消費生活相談窓口
（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

- たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

③の相続放棄は、原則3ヵ月以内の手続きが必要ですが、財産と債務の調査などに時間がかかる場合は期間の延長もできます。

詳しくは、消費生活相談窓口や弁護士、司法書士などの専門家にご相談ください。

こんなとき、どうする？

